



# 市ヶ尾小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定（平成30年2月28日改定）

## 第一章 いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### 2 いじめ防止等に向けての基本理念

#### ①いじめの問題への認識

いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で、深刻な人権侵害案件で、絶対に許さない行為である。

#### ②いじめの問題への指導方針

- ・児童が安心できる、自己存在感、充実感、自尊感情を感じられる学校風土をつくる。
- ・すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。
- ・いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている児童を守り抜き、いじめられている児童の立場にたって指導する。

#### ③いじめの問題への対応

- ・いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織で対応する。
- ・家庭と十分な連携をとるとともに、いじめの問題の中には、警察等関連機関との早期の連携が重要なことがあることを十分認識して取り組む。

### 3 いじめを防止するための基本的な方向性

#### ①いじめの未然防止

- ・学校や学級の風土づくり
- ・授業改善、適切な人間関係の確立
- ・自己有用感の醸成

#### ②早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないための体制強化
- ・教職員の資質の向上

### 4 学校いじめ防止基本方針の目的

学校いじめ防止基本方針の最大の目的は、いじめをしない、させないという学校風土を作り、いじめを未然に防止することである。もちろん、いじめが起こってしまった場合でも早期発見・早期対応を行い、適切な対処・措置を講ずることにより、いじめを広げないことも目的の一つである。また、方針を策定す

るに当たり、学校懇話会等を通して保護者等地域の方にも参画していただき、学校の取組を円滑に進めていくとともに、アンケート等で児童の意見を取り入れ、いじめの防止等について児童が主体的かつ積極的に参画できるようにすることも目的の一つである。

## 第二章 学校いじめ防止対策委員会の設置

### 1 組織の構成委員

委員：校長・副校長・児童支援専任・教務主任・養護教諭

当該児童に関わる学年・学級の担任（必要に応じて人権担当・特活主任）

※必要に応じて、学校カウンセラーや SSW など外部専門家の参加を求めることがある。

### 2 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月1回定期的に開催する。（定期委員会）
- ・いじめを認知した際は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。（臨時委員会）
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### 3 委員会の活動内容

#### ①未然防止

- ・いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に通知

#### ②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### ③取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C A サイクルの実行を含む。）等

### 第三章 いじめ未然防止、早期発見・事案対処のための取組

#### 1 いじめの未然防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行うとともに、児童が自らいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。

- ・よりよい自分づくり、仲間づくりを目指す道徳教育、特別活動の充実、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・児童が主体となる学校行事や児童会活動の充実
- ・市ヶ尾小学校「学校での過ごし方」（児童用）市ヶ尾小スタンダード（教師用）を基にした規律のある生活づくり
- ・異学年交流の推進（縦割り活動等）
- ・地域人材や学習サポーターとのかかわりを通した授業等の実践
- ・福祉に携わる方々との交流（人権週間）
- ・道徳教育を基にした、他者に対して思いやりの心を大切にした風土づくり（全学年）

#### 2 いじめ早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くもち、いじめの早期発見を徹底する。

##### ①いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり

毎月行ういじめ防止対策委員会において各学年の様子について情報交換する。

②毎月の職員会議での児童指導に関わる情報共有の実施。

③いじめに関するアンケート（6月・12月 前期・後期各1回ずつ実施）

④アンケート結果に基づき、児童への担任や児童支援専任による教育相談の実施。

⑤インターネットに関わるいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

（2・5年のサイバー犯罪防止教室）

⑥児童指導委員会での情報交換及び共有（毎月実施）

### 3 いじめに対する措置

---

#### ①組織的な対応の徹底

いじめ（疑いも含む）の発見・情報を受けた場合には、教職員全員の共通理解のもと、いじめ防止対策委員会が中心となって速やかに対応する。

#### ②いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

#### ③被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援

いじめの発見・通報を受けた場合は、被害児童の人権を守るとともに、聴き取りを行い、保護者の協力、理解のもと、スクールカウンセラーの活用など児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。また、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力、理解のもと聞き取りを行ったうえで、再発防止に向けた指導や児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

#### ④警察署等関係機関、専門機関との連携

「いじめ」が暴行や障害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合など、直ちに警察に通報するなど警察署等関係機関や専門機関と連携して対応し、被害児童を守る。

### 4 いじめの解消

---

#### 『いじめの解消の要件』

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

#### ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

※担任教諭は、被害児童及び加害児童の人間関係を含む学校生活の様子を注視しながら、被害児童及び保護者が安心して学校生活が送れている事を3か月を目安に複数回、面談等で確認する。

### 5 研修の実施

---

教職員の資質向上及び情報共有の推進のための研修を計画的に行う。

4月 児童理解研修①（配慮の必要な児童について）

市ヶ尾スタンダード共通理解研修①

5月 児童理解研修②（個別支援学級児童について）

6月 いじめ研修③

9月 特別支援教育理解研修①

10月 市ヶ尾スタンダード共通理解研修②

児童理解研修④

11月 児童理解研修⑤

1月 児童理解研修⑥

2月 特別支援教育理解研修②

## 6 まちとともに歩む学校づくり懇話会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

いじめ問題などを、保護者、地域等と共有して対応していく。

- ・いじめに関する校内アンケートの結果を報告し、ご意見をいただく。
- ・学校いじめ防止基本方針を提示し、意見交換を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公開する。

## 7 取り組みの年間計画

4月	引継ぎ、市ヶ尾スタンダード共通理解研修①前期 児童理解研修①（全校版）の実施	
5月	児童理解研修②（個別支援学級版）の実施	学校説明会で基本方針説明 家庭訪問、保護者面談
6月	いじめ研修（いじめの定義理解、法の運用等） いじめアンケートの実施①（6月下旬）	学校懇話会①
7月	子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	保護者面談
8月 9月	横浜子ども会議（区の話し合い） 特別支援教育研修	
10月	市ヶ尾スタンダード共通理解研修②後期	
11月	児童理解研修	地区懇談会
12月	いじめアンケート実施②（12月中旬） 児童理解研修	保護者面談 学校懇話会②
1月	児童理解研修	
2月	基本方針の取組状況と課題についての職員との共有化 児童理解研修	
3月	年間振り返り、新年度への引継ぎ	学校懇話会③
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

### 第四章 重大事態への対処

いじめ（疑いを含む）の発見・通報があった際、いじめ防止対策委員会が被害児童の「生命、心身又は、財産に重大な被害」を受けたと判断した場合は、以下のような対応をする。

#### ①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」（同項第2号）とされている。

## ②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）直ちに教育委員会に報告する。

## ③調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中心として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

※ここでいう「調査」とは、「事実関係を明確にする」ことで、重大事態に至る原因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。また、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。または、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

## ④児童・保護者への報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

## 第五章　いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。